（昭和33年3月18日第三種郵便物認可）

新潟縣 公民館月報

昭和40年3月1日（毎月1回1日発行）
発行所　新潟県公民館連絡協議会
〔新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内〕
〔電話（新潟）(2)5511の624〕
〔振替（新潟）4094〕
発行人　飛田一郎
（定価　1部15円）

3月号（145号）

中教審提出
期待される人間像の中間草案

その全文を紹介
社教関係者の意見待つ

さる一月十一日、中央教育審議会（文相の最高諮問機関、会長―森戸辰男氏）から〝期待される人間像中間草案〟が、同審議会の総会に提出され、各方面で論議を呼んでいる。この草案は、今後の国家社会における日本人の人間像はどうあるべきか、わが国の教育の目標はどうあるべきか、をきめる重大な意味をもつものだから、最終答申の前に国民に公表し示唆を仰ぐべきだ、との愛知文相の要請により行なわれたもの、これについて本会では、さる一月二十、二十一日加茂市で開催した県青少年指導拡充研修会において中央青少協事務局長赤石清悦氏の講演をきき、一そうの認識を深めた。その際の参加者の要望にもとづきその内容と問題点について、ここに草案の全文を紹介し参考に供するとともに、その趣旨にそい、今後の社会教育推進に資するためひろく意見を求めるものである。なお、同草案に対する批判はすでにジャーナリズムをにぎわし、多方面にわたりその資料を見ることができる。次にその一部を列記してみた。

「期待される人間像」批判関係資料目録

一、座談会「期待される人間像」を論評する。
　上原専禄、高坂正顕、海後宗臣、伊藤昇（朝日ジャーナル一月二十九日号）
二、「どんな人間」に私はなりたい？
　（週間朝日一月二十九日号）
三、盗人たけだけしい感覚
　岡本太郎（画家・評論家）（週間朝日一月二十九日号）
四、人間像か日本像か
　笠信太郎（評論家）（日本三月号）
五、「教育勅語」以前の道徳思想
　荒瀬豊（東大新聞研究所助教授）（日本三月号）
六、「期待される人間像」を読む
　手塚富雄（立教大学教授）（展望三月号）
七、教科書に見る思想的人間像
　佐藤忠男（映画評論家）（展望三月号）
八、座談会「日本人発見」
　大江健三郎、木下順二、鶴見俊輔、中野好夫、広津和郎（展望三月号）
九、私見「期待される人間像」
　高坂正顕（東京学芸大学々長）（自由三月号）
十、不倖なら手を拍こう
　大江健三郎（作家）（文芸春秋三月号）
十一、人間像への不当な期待
　小田実（作家）（現代の眼三月号）
十二、教育勅語待望論
　福田恒存（評論家）（婦人公論三月号）
十三、座談会「期待される人間像」を検討する
　司会北田耕也（東洋大学講師）（月刊社会教育三月号）

中間草案発表に際して

中央教育審議会第19特別委員会
高坂正顕主査

中央教育審議会第十九特別委員会（主査＝高坂正顕氏）では八日、文相の諮問事項「期待される人間像」についての中間草案をまとめ文相に提出するとともに、高坂主査は要旨次のような談話を発表した。

中央教育審議会は、「後期中等教育の拡充整備について」審議するため、第十九および第二十の二つの特別委員会を設けました。とくに第十九特別委員会では、後期中等教育の拡充整備をはかるうえに必要な後期中等教育の理念を明らかにするために、「今後の国家社会において期待される人期像はいかにあるべきか」という課題について、今日まですでに十七回の会議を開き、慎重に検討してまいりました。

本日、これまでの審議内容を、第十九特別委員会においてひとまず草案としてとりまとめ、これを総会に報告した結果、課題の重要性にかんがみ、この段階で試案として中間発表し、広く国民各位の意見を求めることとなりました。

ついては、教育関係者のみならず国民の各方面からこの草案についての忌憚（きたん）のない、そして建設的なご意見をお寄せくださるよう希望いたします。

目次

期待される人間像全文掲載　P2
新潟日報社説
〝人間像〟確立への参加　P7
塚田知事に陳情　P6～
題字　塚田十一郎　P8

3月の歴史
外山正一

一九〇〇年三月八日命日、明治の教育家。新体詩をはじめ、漢字廃止とローマ字採用を主張した。東大総長、文部大臣を歴任。社会学の開拓者。

◇　◇

いずれの国いずれの時を論せず、世人の認めて是とするところのことも、いまだ必ずしも是ならず。天下のもって是とするところのことも、いまだ必じも非ならず、世人のもって邪説としてひんせきするところのものにして、かえって真理に出るものあり。政府のもって国安を妨害する罪人として死刑に処せる者にして、その実は聖人賢人なるあり。ヤソ・ソクラテスの如きは、当時人民の見て、もって邪説衆を惑わすものとして、ついに死刑に処したるものなれども、今日よりしてこれを見れば、ヤソ・ソクラテスは決して国安を妨害し、邪説衆を惑わせしものにあらざるなり。（民権弁惑）より。

期待される人間像

中教審中間草案の全文

序論　当面する日本人の課題

一　人間像の分裂と第一の要請

今日新たな人間像に対して期待がもたれるのは、現代社会、現代世界における人間像の分裂、さらにはその喪失に深い根拠がある。

現代文明の一つの特色は自然科学のぼう興にある。それが人類に多くの幽感を与えたことはいうまでもない。医学や産業技術の発展はその恩恵のほどを示している。そして、今日は宇宙時代と呼ばれるに至っている。それはなんびとも否定することができない。しかし産業技術の異常な発達は、人間が利用すべきはずの機械が逆に人間を拘束する危険を示してきた。ここに人間の機械化と呼ばれる現象が生じた。社会学者や文明批評家の多くが指摘するように、人間が機械化され、手段化されつつあるともいえるのである。

また、自然科学的思考法の優位は、とかく人間を単なる動物の一種にすぎないもののように考える傾向をもたらした。その誤びゅうは、もし人間を単なる動物として取り扱ったとき、かれははげしい抵抗を示し、人間の基本的人権の擁護を叫ぶところに認められるであろう。しかし、それにもかかわらず人間を単なる動物のように考え、動物的享楽を追う傾向が認められることは否定できない。ここに人間の動物化というべき現象が生じている。

以上指摘した人間の機械化および人間の動物化の現象は、理想的人間像を喪失させ、人間性の回復を要求させるに至っているのである。

ここから次の第一の要請が現われる。

第一の要請　人間性を高めつつ人間能力を開発せよ

今日は技術革新の時代といわれる。今後の日本人は、このような時代にふさわしいものでなければならない。しかし、科学技術の一方的重視は人間性の喪失を招く。

日本における戦後の経済的復興は世界の驚異とされている。しかし、経済的繁栄は一部に享楽主義の傾向を生み、精神的空白を生じた。このように欲望の増大だけがあって精神的理想が欠けた状態がもし長く続くならば、長期の経済的繁栄も期待することができない。

特に、今日の機械文明は多分に人間性をゆがめる恐れがある。それは是正されなければならない。かつ日本の工業化は人間能力の開発を要求する。しかし、人間能力を開発することは、同時に人間性の向上を意図して行なわれるものでなければ、人間を単に生産手段の一つとするだけである。

日本人は技術革新の時代にふさわしく、自らの能力を開発しなければならない。そうしなければ、日本は世界歴史の進展から取り残される。しかし、それは人間性を高めることを同時に意図して行なわなければならない。

人間性を高めつつ、しかも、人間能力を開発せよ。これが当面要請される第一の点である。

二　民族性の忘却と第二の要請

以上は現代社会に共通する課題であるが、今日の日本人には特殊な事情が認められる。第二次世界大戦における敗北は、日本の国家と社会のあり方および日本人の思考法に重大な変革をもたらした。戦後、新しい理想が掲げられたものの、その理想実現のために配慮すべき具体的方策の検討はなおじゅうぶんではない。とくに敗戦の悲惨な事実は、過去の日本および日本人のあり方が、ことごとく誤ったものであったかのような錯覚を起こさせ、日本の歴史および日本人の国民性を無視する結果を招いた。そのため、新しい理想が掲げられても、それが定着すべき日本人の精神的風土は荒廃に帰している。

日本および日本人の過去には、改められるべき点が少なくない。しかし、そこには継承され、発展させられるべきすぐれた点も多い。もし、日本人の欠点を指摘し、それを除去するのに急であってその長所を伸ばす心がけがなくては、日本人の精神的風土にふさわしい形で、新たな理想を実現することはできないであろう。われわれは日本人であることを忘れてはならない。

ここから次の第二の要請が現われる。

第二の要請　世界に開かれた日本人であれ

今日の世界は文化的にも政治的にも一種の危機の状態にある。たとえば、平和ということばの異なった解釈、民主主義についての相対立する理解の並存にそれが示されている。

戦後の日本人の目は世界に開かれたという。しかし、その見ると ころは、とかく一方に偏しがちである。開放経済の段階にはいった今日の日本人は、じゅうぶんに目を世界に見開き、その複雑な情勢に対処することができなければならない。日本が西と東、北と南のかけ橋であることを知らなければならない。日本は世界に通用する日本人となるべきである。しかし、そのことは日本人を忘れた世界人であれというのではない。日本の使命を自覚した世界人であれ、というのである。真に日本人であることによって、われわれは初めて真の世界人となることができる。そのことを各国の代表的な理想家、芸術家、政治家、実業家が示している。

今日の世界はさしあたり安定の姿を示し、原爆等による世界戦争も一応ない、といってよいであろう。しかし、その平和は冷戦的平和であり、多くの危険をはらんでいる。それに冷徹に対処できる知恵と勇気がなければならない。世界に開かれた日本人であれ、という第二の要請はこのような内容をも含むのである。

三　民主主義の未成熟と第三の要請

しかし、今日の日本について、なお留意しなければならない重要なことがらがある。戦後の日本は民主主義国家として新しく出発した。しかし、民主主義の概念に混乱があり、民主主義はなおじゅうぶんに日本人の精神的風土に根をおろしていない。

それについて注意を要する一つのことがある。それは、民主主義を考えるにあたって、自主的な個人の尊厳から出発して民主主義を考えようとするものと、階級闘争的な立場から出発して民主主義を考えようとするものとの対立があることである。

民主主義の史的発展を考えるならば、それが個人の法的自由を守ることから出発して、やがて、大衆の経済的平等の要素を多分に含むようになった事実が指摘される。しかし、民主主義の本質は、個人の自由と責任を重んじ、法的秩序を守りつつ、漸進的に大衆の幸福を樹立することにあって、法的手続きを無視し、一挙に理想境を実現しようとする革命主義でもなく、それと関連する全体主義でもない。性急に後者の方向に片寄るならば、個人の自由と責任、法の尊重から出発したはずの民主主義の本質は破壊されるに至るであろう。

しかし、今日の日本は、世界が自由主義国家群と全体主義国家群の二つに分かれている事情に影響され、民主主義の理解について混乱を起こしている。

また、注意を要する他の一つのことがある。

由来、日本人には民族共同体的な意識は強かったが、その半面、少数の人々を除いては、個人の自由と責任、個人の尊厳に対する自覚が乏しかった。日本の国家、社会、家庭において封建的残滓（し）

と呼ばれるものがみられるのもそのためである。また、日本の社会は開かれた社会のように見えながら、閉じられた社会の一面が根強く存在している。そのことが日本人の道徳は縦の道徳であって横の道徳に欠けているとの批判を招いたのである。

戦後の日本はかつての民族共同体的な長所を喪失し、しかも、確固たる個人の自覚にはまだ達していない。この埋没された自我を新しく掘り起こしつつ、民族としての共同の責任をになうことが重要な課題の一つである。

したがって、ここから次の第三の要請が現われる。

第三の要請　健全な民主主義を樹立せよ

この第三の要請は具体的には以下の諸内容を含む。

民主主義国家の樹立のために何よりも必要なことは自我の確立である。一個の独立した人間であることである。かつての日本人は古い封建制のため、自我を失いがちであった。その封建制のワクはすでに打ち破られたが、それに代って今日のいわゆる大衆社会と機械文明は、形こそ異なっているが同じく真の自我を喪失させる危険を宿している。

次に留意されるべきことは、社会的知性の開発である。由来、日本人はこまやかな情緒の面においてすぐれていた。質素と忍耐の精神にも富んでいた。豊かな知性にも欠けていない。ただ、その知性は社会的知性として、人間関係の面においてじゅうぶんに伸ばされていなかった。

ここで社会的知性というのは、他人と協力し他人と正しい関係にはいることによって真の自己を実現し、よい社会生活を営むことができるような知性を意味する。それは、他人のために尽くす精神でもあるのである。しいられた奉仕ではなく、自発的な奉仕ができる精神である。

さらに必要なことは、民主主義国家においては、多数決の原理が支配するが、その際、多数を占めるものが専横にならないことと、少数の側に立つものが卑屈になったり、いたずらに反抗的にならないことである。われわれはだれも完全ではないが、しかし、だれでもそれぞれになにか長所をもっている。お互いがその長所を出しあうことによって社会をよりよくするのが、民主主義の精神である。

四　日本の象徴

以上述べてきたことは、今日の日本人に対してひとしく期待されることである。世界は平和を求めて努力しているが、平和への道は長くかつ険しい。国内的には経済の発展や技術文明の進歩のかげに多くの問題を蔵している。今日の青少年が歩み入る明日の世界情勢・社会情勢は必ずしも楽観を許さない。新たな問題も起こるであろう。これに対処できる人間となることが、わけても今日の青少年に期待されるのである。

そのさい注意すべき一つのことがある。それは、それぞれの国にみなその国の使命あるいは本質を示す象徴をもち、それに敬意を払いその意義を実現しようと努力しているという事実である。世界の国々が互いの国旗に対して敬意を払い、自国の国旗をたいせつにするのもそのためである。それは互いの国々の伝統と使命に敬意を払い自国の伝統と使命を尊重するからである。

われわれは日本の象徴として国旗をもち、国歌を歌い、また天皇を敬愛してきた。それは日本人が日本を愛し、その使命に対して敬意を払うことと別ではなかった。天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である。われわれは祖国日本を敬愛することと一つであることを深く考えるべきである。

今日は世界的に民族的自覚が高まってきている。それを、わけても多くの新興諸国家群が示している。むろん、偏狭な国粋主義はあくまで避けるべきである。われわれは他国の使命と価値をあくまで尊重すべきである。しかし、それとともに、自国の歴史のもつ意味を尊重し、自国に課せられた任務を思い、日本人としての自覚をもたなければならない。

以上述べてきたことは、要するに人間としての、また個人としての深い自覚をもち、種々の国民的・社会的問題に対処できるすぐれた知性をそなえ、かつ、世界における日本人としての確固たる自覚をもてということに帰着する。

以上が民主主義国家樹立という第三の要請の中で、特に留意されるべき諸点である。

以上が今日の日本人に対する当面の要請である。

しかし、人間形成は単に当面の要請にこたえるだけでじゅうぶんであるとはいえない。人間形成の原則と呼ばれるに値するものは、いわば恒常的かつ普遍的なものでなければならない。次に示すものがそれである。このような恒常的・普遍的なものを基礎としないでは、以上がした当面の諸要請もゆがめられて理解される恐れがあろう。

本論　期待される人間像

第一章　個人として

一　自由であれ

人間が人間として単なる物と異なる理由は、人間が人格を有するからであり、そのために物は価格をもって売買されるけれども、人間は売り買いできず、不可侵の尊厳を有するものとされるのである。基本的人権の根拠もここに存する。そして、人格の中核をなすものは自由である。

しかし、自由であるということは、かって気ままにふるまうことでもなく、本能や衝動のままに動くことでもない。それでは本能や衝動のどれいであって、その主人でもなく、自由でもない。人格の本質をなす自由は、自ら自分自身を律することができるところにあり、本能や衝動を純化し、向上させることができるところにある。これが自由の第一の規定である。

しかし、自由の半面には責任が伴う。単なる物には責任がなく、人間にだけ責任が帰せられるのは人間は自ら自由に思慮し、判別し、決断して行為することができるからである。権利と義務とが相関的なのもこれによる。今日、自由だけが説かれ、責任は軽視され、権利だけが主張され、義務が無視される傾きがあることは、自由の誤解である。自由の半面は責任である。これが自由の第二の規定である。

人間とはこのような意味での自由の主体である。われわれは自由な人間を期待する。

二　個性を伸ばせ

しかし、人間は単に人格をもつだけではなく、同時に個性をもつ。人間がそれぞれ他人と代わることができない一つの存在であるとされるのは、この個性のためである。人格の面では人間はすべて同一であるが、個性の面では互いに異なる。そこに個人の独自性がある。それは大分の相違その他によるであろうが、それを生かすことによって自己の使命を達することができるのである。したがってわれわれはまた他人の個性をも尊重しなければならない。

人間性のじゅうぶんな開発は、自己だけでなされるのではなく、他人の個性の開発をまち、相補って初めて達成されることを忘れてはならない。ここに家庭、社会、国家の意義もある。家庭、社会、国家は経済的その他の意味をもつことはもとよりであるが、人間性の開発という点からみても、基本的な意味をもつのである。家庭、社会、国家が人倫態と呼ばれるのはこのためである。

人間は以上のような意味において人格をもち個性をもつが、それは育成されることによって初めて達成されることを忘れてはならない。

三　正しく自己を愛する人となれ

人間には本能的に自己を愛する心がある。われわれはそれを尊重しなければならない。しかし、重要なことは、**正しく自己を愛する**ことである。

正しく自己を愛するとは、自己の才能や素質をじゅうぶんに発揮し、自己の生命を粗末にしないことである。それによってこの世に生をうけたことの意義と目的とが実現される。単に享楽を追うことは自己を滅ぼす結果になる。単な

る享楽は人を卑俗にする。享楽以上に尊いものがあることを知ることによって、われわれは自己を正しく愛することができるのである。享楽に走り、怠惰になって、自己の健康をそこなうようなことがあってはならない。健全な身体を練成することは、正しく自己を愛することであり、われわれの義務である。そしてわれわれの生がいの幸福も、健康な身体に依存することが多い。

また、正しく自己を愛し、自己を伸ばすことができる人はすなおな心の持ち主でなければならない。ひねくれた心、疑い深い心、世をすねた心は自己を伸ばすことができないばかりか、世の中を暗いものにする。

四　頼もしい人となれ

われわれは頼もしい人、勇気ある人とならなければならない。頼もしい人とは、付和雷同しない思考の強さと意志の強さをもつ人である。和して、同じないだけの勇気をもつ人である。しかも、他人の喜びを自己の喜びとし、他人の悲しみを自己の悲しみとする愛情の豊かさをもち、かつ、それを実行に移すことができる人である。

近代人は合理性を主張し、知性を重んじた。それは重要なことである。しかし、人間には情緒があり、意志がある。人の一生にはいろいろと不快なことがあり、さまざまな困難に遭遇する。特に青年には、一時の失敗や思いがけない困難に見舞われても、それに屈することなく、常に創造的に前進しようとするたくましい意志をもつことを望みたい。不撓（とう）不屈の意志をもつことを要求したいしかし、だからといって、他人に対する思いやりを失ってはならないことはいうまでもない。頼もしい人とは依託できる人のことである。信頼できる人のことである。お互いに不信をいだかなければならない人々からなる社会ほど不幸な社会はない。近代人の危機は、人間が互いに人間に対する信頼を失っている点にある。

頼もしい人とは誠実な人である。おのれに誠実であり、また、他人にも誠実である人こそ、人間性を尊重する人なのである。このような人とそ同時に、精神的にも勇気のある人となることができるのである。

五　建設的な人間であれ

われわれは建設的な人間でなければならない。

建設的な人間とは自己の仕事を愛し、それを育て、それに自己をささげることができる人である。ここにいう仕事とは農場や工場に働くことでもよく、会社の事業を経営することでもよく、学問・芸術等の文化に携わることでもよい。それによって自己を伸ばすことができ、他の人々に役だつことができる。このようにして初めて文化の促進は可能となる。

今日の大衆文化は、とかく消費と享受と模倣に傾き、生産と蓄積と独創に乏しい。また、破壊はやすく、建設には忍耐と計画が必要であることも忘れられてはならない。単に消極的・否定的な批判は何ものをも生まない。われわれは創造的な人間でなければならない。

六　幸福な人間であれ

われわれはお互いに幸福な人間でありたい。幸福な人間となるためには、経済的・政治的な条件が整えられる必要があることはもとよりである。しかし、それよりもいっそうたいせつなのは心構えであり、心の持ち方である。そしてそれは感謝と畏（い）敬の念である。

不平不満の種はいろいろとあろう。しかし、絶えず不平不満だけを感じる人ほど不幸な人はない。それに反し、小さな好意や親切にも感謝できる人は幸福である。それによって社会は明るくなり、健全な進歩が期待される。憎しみと侮みによる変革は逆作用を伴う。

また、われわれは生命の根源に対して、畏敬の念をいだくべきである。われわれは自己自己の生命を生んだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり民族の生命があり、人類の生命があり、宇宙の生命がある。しかしここにいう生命とはもとより、単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源に対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、真の幸福もそれに基づく。

しかも、そのことはわれわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真は自主独立の気魄（はく）をもつことができるのである。

第二章　家庭人として

一　家庭を愛の場とせよ

家庭は愛情の体系である。われわれは愛情の体系としての家庭の意義を実現しなければならない。

夫婦の愛、親子の愛、兄弟姉妹の愛、すべては愛の特定の現われにほかならない。それらの互いに性格を異にする種々の愛が集まって一つの体系を構成するところに愛情の体系としての家庭が成立する。

われらの愛は自然の情である。しかし、それらが、自然の情にとどまる限り、盲目的であり、しばしばゆがめられる。愛情が健全に育つためには、それは純化され、きたえられなければならない。家庭に関する種々の道徳はそれらの愛情の体系を清めつつ伸ばすためのものである。道を守らなくては愛は育たない。貞とか孝とか悌（てい）とか呼ばれるものはそれである。

二　開かれた家庭であれ

家庭は社会と国家の構成要素であり、その基盤である。家庭が乱れては、社会も国家も乱れるほかはない。

しかし、それだけに、家庭は家庭の利己主義に固してはならない。家庭は社会と国家に対して開かれていなければならない。

家庭における愛の結相が展開して、社会や国家や人類に対する愛ともなるのである。

三　家庭をいこいの場とせよ

戦後、経済的その他さまざまな理由が、家庭生活を混乱させ、その意義を見失わせた。家庭は経済共同体の最も基本的なものであるが、家庭のもつ意義はそれに尽きない。既に述べたように、家庭は基本的には愛情の体系である。愛情の共同体である。

今日のあわただしい社会生活のなかにおいて、健全な喜びを与え清らかないこいの場所となるところは、わけても家庭であろう。

大衆社会・大衆文化のうちにおいて、自分自身を取り戻し、いわば、人間性を回復できる場所も家庭であろう。そしてそのためには、家庭は清らかないこいの場所とならなければならない。家庭の意義が、今日、世界的に再認識されつつあることは重要である。家庭が明るく、清く、かつ楽しいいこいの場所であることによって、われわれの活力は日日に新たになり、それによって社会や国家の生産力も高まるであろう。社会と国家も、家庭が健康な楽しいいこいの場所となるように配慮すべきである。

四　家庭を教育の場とせよ

しかし、家庭はいこいの場であるだけではない。家庭はまた教育の場でもあるのである。しかし、その意味は、学校が教育の場であるのとは当然に異なる。学校と家庭とは協力しあうべきものである

が、家庭における教育の特色は、それが無意図的に行なわれる点に認められる。家庭のふんい気がおのずから子どもに影響し、健全な成長を可能にするのである。子は親の鏡であるといわれる。そのことを思えば、親はお互いに身をつつしむであろう。親は子を育てることによって自己を育てるのであり、自己を成長させるのである。しかし、子はまた成長の途上にあるものとして、親の導きに耳を傾けなければならない。親の愛とともに親の権威が忘れられてはならない。それはしつけにおいて特に重要である。子どもを正しくしつけることは、子どもを正しく愛することである。

第三章 社会人として

一 仕事に打ち込む人となれ

社会は生産の場であり、種々の仕事との関連において社会は成立している。われわれは社会の生産力を高めなければならない。それによって、われわれは自己を幸福にし、他人を幸福にすることができるのである。

しかし、そのためには、われわれは自己の仕事を愛し、仕事に忠実であり、仕事に打ち込むことができる人でなければならない。また相互の協力と和合が必要であり、また社会の責任である。

ことはいうまでもない。そして、それが他人に奉仕することになることをも知らなければならない。仕事を通じて、われわれは自己を生かし、他人を生かすのである。

社会が生産の場であることを思えば、それからしてもわれわれが自己の能力を開発しなければならないことがわかるであろう。社会人としてのわれわれの能力を開発することは、われわれの義務であり、また社会の責任である。

二 機械を支配する人となれ

現代は機械化・工業化の時代である。われわれはこのような近代化の方向を促進しなければならないのはもとよりである。

しかし、その弊害に対してじゅうぶん注意が必要である。たとえば、工業化は人間を自然から遠ざけ、とかく自然の美を破壊しがちである。しかし、自然から遠ざけられた人間は非人間的となり、不健康である。自然の美を守り、自然の生命力を尊重することが、それに対する対応策である。大地に耕す心が失われてはならない。

また、機械化はややもすれば人間を機械の奴隷（どれい）とするしかし、機械を使用し、機械に使用されない人間となることこそ必要であろう。そしてそのためには想像力・企画力が必要なのである。

さらに物質文明はとかく人間を物質の奴隷にする。

人間は機械の奴隷であってはならないだけでなく、総じて物質の奴隷であってはならない。

三 大衆文化、消費文化におぼれるな

現代はまた大衆化の時代であり、大衆文化の時代である。文化が大衆化し、一般化することはもとより望ましい。しかし、いわゆる大衆文化には重要な問題がある。それは、いわゆる大衆文化はとかく享楽文化、消費文化となりがちであるということである。さらに、単なる享楽と消費とは、人間を卑俗ならしめ、動物化する。動物的欲望の充足にだけ走ることは、かえって精神的な心の欲求を満たさない。それは、精神的空白を生じる。われわれは単なる消費的文化ではなく、生産的文化の建設に努力すべきである。そして、そのためには、勤労や節約が美徳とされてきていたことを忘れてはならない。

今日、生産力の増大と経営の合理化は、われわれに多少とも生活のゆとりを与え、いわゆるレジャーを楽しむ余裕を与えた。しかし、レジャーはしばしば誤まって使用されている。レジャーを快楽と慰安のために利用することは当然であるが、しかし、それがレジャーの使用法のすべてではない。もともと祭日や休日は神を祭るために定められた一面もある。われわれはレジャーの正しい使用法を知らなければならない。レジャーは人間の動物化のために使用されるべきではなく、人間性の回復のために使用されるべきである。思索と自己反省のためにも使用されるべきである。

四 社会規範、社会秩序を重んじる人となれ

日本の社会の最大の欠陥は、社会的規範力の弱さにある。社会人としての礼儀を欠き、秩序を無視するところにある。それが混乱をもたらし、社会を醜いものとしている。

また、日本人は社会的正義に対して比較的鈍感であるといわなくてはならない。それが、日本の社会の進歩を阻害している。社会のさまざまな弊害をなくすため、われわれは勇気をもって社会的正義を守らなければならない。

社会規範を重んじ、社会秩序を守ることによって、われわれは日本の社会を美しい社会にすることができるのである。われわれは日本の社会をよりよくするために、じゅうぶんな努力をつくさなければならない。そして、その根本に法秩序を守る精神がなければならないのはいうまでもない。法秩序を守ることによって、外的自由が保障され、それを通じて内的自由の領域も確保されるのである。

かつわれわれは日本の社会をより美しい社会とし、われわれのうちに正しい社会性を養うことによって、同時によい個人となり、よい家庭人ともなることができるのである。われわれは社会と家庭と個人の相互関連を忘れてはならない。

日本人のもつ社会道徳の水準は遺憾ながら低いといわなくてはならない。しかも、民主化されたはずの戦後の日本社会においてその弊が著しい。

それを正すためには公共心をもち、公徳を守ることが必要である。われわれは公・私の別を明らかにし、また公共物をたいじにしなければならない。このように公徳を守ることによって、明るい社会を日本に築くことができるであろう。

第四章 日本人として

一 正しく日本を愛する人となれ

今日世界において国家を構成し、国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も国家によるところがきわめて多い。世界人類に寄与する道も国家を通じて開かれているのが普通である。国家を正しく愛することが国家に対する忠誠であり、ひいては人類を正しく愛することに通じることを知らなければならない。

自国を正しく愛することは、自国の価値をいっそう高めようとする心がけであり、その努力である。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めず、まして、その価値を無視し、その存在を破壊しようとする者は、自国を憎むものであり、ひいては、人類を憎むものである。われわれは日本を正しく愛さなければならない。

二 心豊かな日本人であれ

今日幸福と教養と平和を願わない人はない。福祉国家とか文化国家とか平和国家とかの理想が説かれるのもそのためである。

福祉国家となるためには、経済的に豊かであるべきことは当然である。しかし、単に富裕であり、生活が保障されることだけで人は幸福になるのではない。それだけでは人間はとかく卑俗となり堕落する。そこに真の幸福はない、真の幸福は自己の才能を伸ばし、自己

の仕事に打ち込むところから得られる。あるいは、人のために奉仕し、人のために尽くすところからも得られる。

日本は豊かになり、日本人は心豊かにならなければならない。すなわち、単に物質的にだけではなく、精神的・道徳的にも豊かにならなければならない。それによって日本は初めて福祉国家の名に値するものになることができるであろう。

三　美しい日本人であれ

日本人は美を愛する国民といわれる。しかし、日本人は美を愛するわりには醜を憎まない。われわれは醜をしりぞけることを学ばなければならない。そこに真の生活文化が生まれる。われわれは日本を美しい国にしなければならない。

日本は風土の美に恵まれた国である。それを損い、汚してはならない。しかし、国の美しさは、わけても人情風俗の美しさによる。

今日教養の重要性が説かれる。機械文明の進展が人間性をゆがめ人間を自然から遊離させることに対する当然の主張である。しかし教養は日常生活の場で生かされなければならず、文化は具体的には生活文化とならなければならない。学問芸術の重要性が説かれるだけでは、いまだ文化国家ではない。それが日常生活に浸透して、初めて文化国家の名に値するものとなるのである。

四　たくましい日本人であれ

日本は強くたくましい国とならなければならない。それによって日本は初めて平和国家となることができる。もとよりこういう強さ、たくましさは武力の意味ではない。人間としての精神的・道義的な強さ、たくましさの意義である。

世界平和を乱す危険を蔵する国は、とかく精神的・道義的に弱い国、乱れた国である。われわれはこのような意味において、世界平和の負担となってはならない。

日本は与えられる国ではなく、すでに与える国になりつつある。日本も平和を受けるだけではなく同時に平和を与える国にならなければならない。

既に述べたように、日本の使命が西と東のかけ橋であるだけではなく、北と南、先進国と後進国のかけ橋となる点にあることを思うべきである。そこに現在の世界における日本の存在理由があり、世界に貢献できる固有の立ち場がある。また、そこに日本人の責任があるのである。

そのことはもとより、日本の独善であってはならない。狭あいな国粋主義はかえって日本を誤らせる。しかし、自国を忘れた国際主義は故国のない根なし草である。真の国際主義・世界主義は、自国の使命を感じ、国家を通して達成されるものであることが忘れられてはならない。世界に恥じることのない日本であることによって、日本は世界のよい一員となることができるのである。われわれはこのような意味において世界的日本人でなければならないのである。

五　風格ある日本人となれ

世界史上、およそ人類文化に重要な貢献をしたほどの国民は、それぞれに独自な風格を備えている。それは今日の世界を導きつつある諸国民についても異ならない。すぐれた国民性と呼ばれるものは、それらの国民のもつ風格にほかならない。

明治以降の日本人が、近代史上において重要な役割りを演じることができたのに、批判されるべき多少の面を含んでいたにせよ、彼らが気骨をもち、風格を備えていたからである。しかも、彼らには近代日本建設の気力と意欲があふれていた。彼らが願ったものは、日本の確固たる自主独立であった。

敗戦後の日本は大きく改革された。しかし、そのことは日本の美しい伝統、国民性の喪失を意味してはならない。たとえば自然と人間に対する愛情のこまやかさ、寛容の精神等がそれである。われわれはそれらについて過去の日本人に感謝しなければならない。しかし、その愛情のこまやかさには広さと深さが欠けていた。また寛容の精神もとかく自主性を欠いていた。しかし、わけても注意されなければならないのは、戦後の日本人にややもすれば見られる気魂の欠如である。それがなくしては豊かな日本人、美しい日本人であれとの理想も実現することができない。たくましい日本人であれ、と述べた理由の一面もまたそこにある。しかし、そのたくましさが、日本の伝統と歴史にかんがみつつ洗練されることによって、初めて風格ある日本人となることができるのである。われわれは進取の気に富まなければならないが、風格ある日本人となることによって、世界的日本人となることができるのである。

以上を次の三点に要約することも可能であろう。

一、生きて自由な性格であれ。正しく自己を愛し、他人に頼もしい人となれ。常に前進を忘れない。自己の仕事を愛し、責任を忘れず、積極的に築く人であれ。

二、家庭をいこいの場、および教育の場とし、社会に出ては社会生活の規範を重んじ、自己に挙むように他人に奉仕を忘れない心の持ち主であれ。

三、日本人であることを誇りとするように、自国の価値と品位を高めようと望む心の持ち主であれ、自国を世界の平和と進歩に貢献できるように、自己の場において努力を怠らないたくましく心豊な人であれ。

館報のウメグサにいかが
―薬になる野菜・果物・野草―

大根　おろしとして用い魚の中毒を消します。

ふき　葉のもみ汁を傷につけ効があり、ふきのとうの薬干を煎いて食すれば咳止めになります。

胡瓜　なま汁を火傷につけると効があります。

うど　頭痛薬となり、根を煎じて飲むと中風の薬となる。

わさび　魚の中毒を消す効があります。

にんにく　おろして白雪につけて効があります。

紫蘇　しそ湯は血液のめぐりをよくし咳止めの妙薬。

梅干　黒焼にして熱湯を注ぎ飲めば解熱剤利尿剤。また核十個位を細かく刻み氷砂糖と共に水より煮つめ、咳の出る時サジ一杯ずつ用いるとよろしい。

蜜柑　皮又は黒焼として用い風邪の妙薬。

きんかん　氷砂糖を入れて煎じて飲めば咳止め薬。

びわ　乾燥葉を煎用すれば消毒薬となります。

りんご　血液を清め頭痛の妙薬また未熟の薬干を煎じて用いれば腎臓病の薬となります。

無花果　特に特効あり、消化剤ともなります。葉を煎じ腰湯すれば肛門を温め局部の痛みをとります。

まくわうり　未熟の時干しておくと催吐薬に用いられます。

レモン　絞り汁を微温湯に入れ洗眼すると疲れ目に効あり。

ざくろ　皮を煎じ条虫下しに用います。

梨　大根と同量におろして混ぜこれに黒砂糖を入れ一日茶碗一杯ずつ服用すれば白日咳に効があります。

へちま　へちま水を約三分の二の量に煮つめ、砂糖を入れて用いれば咳の妙薬。また化粧水に用いて効があります。

ひし　蒸して食せば熱を去り、酒毒を消します。

かや　駆虫剤として寝る前に服用して効があります。

桜の実　魚の中毒に特効があります。

ぐみの実　乾燥して煎用すれば月経過多に効があります。

ほほずきの実　子供の癇及び寄生虫駆除に効があり、茎葉実を煎用すれば解熱剤として効があります。

しゅうろの実　煎じ汁は脚気に効があり、皮を焼いてその粉末を鼻孔に入れると鼻血を止めます。

せんだんの実　焼いて食べる疝を止める効があります。

つわぶき　葉を搗いて汁をのむと鹿や河豚の毒を消します。

くちなし　実を粉末にし歯末と混じ打撲傷に用いて効がある。

にわとこ　皮及び葉を煎用すれば腎臓病に効があります。

やぶからし　地下茎をすりつぶし腫れ痛む乳房につけ効がある。

すみれ　葉をもんで、ゐいれきに貼るとよろしい。

新潟日報社説

"人間像"確立への参加

中央教育審議会は先に人間像特別委員会の中間報告を発表した。これにたいし総評から第一次批判草案が公表された。この「批判」は総評は日教組、学者、文化人などの中間報告批判をまとめたもので、総評はこれを傘下団体および国民一般に配付して国民大衆の意見を集約するという。

「期待される人間像」は中間報告発表の当時から国民の間にも批判の声が高かった。当時日教組の意見として人間像を構成する徳目については特に異論はない。しかし、全体としてその背景に国家主義的大国主義的ムードと気構えが感じられるとの見解が伝えられた。国民の間にも特別委員会を構成する委員の世代の制約から若い世代の意見が希薄であり、祖国愛にたいしてそのたびに主として革新側の反対によって葬られた。池田前首相の「人づくり」構想につながる「期待される人間像」の検討もこの試みの一つといえよう。観点を代えれば紀元節の復活や憲法改正ないまだたちに天皇敬愛に結びつけている点などがその例証とされた。つまり旧体制への復古ムードが民主的倫理、道徳の強調にもかかわらず濃厚に感得されたというのである。

こんど総評の批判第一次草案はさらに手きびしい。独占資本のための経済政策遂行の人づくり規範として教育基本法にそむきファシズムに道を開くものとか、基本的人権にかんする事がらを権力機構が価値判断することは一種の思想統制とみられ、憲法違反になるなどときめつけている。

戦後、道徳教育の提唱はいろいろな名称で、幾度か、主として保守的な側から試みられてきた。そこに所属する人々といえども、この点例外ではあるまい。総評が人間像の批判を発表したのも一方にその必要を認めつつも、専制時代のファシズム容認にも通じかねない反動的道徳規範の人間像が制度化されてはならないとする警戒からであろう。その意味で総評が傘下団体および国民一般から集約するという意見が、単に中央教育審議会の中間報告批判にとどまらず、総評の「期待する人間像」として打ち出されることが最ましい。一般国民としても戦争や専制につながる人間像・道徳規範ではなく、人権が保障され、自由と民主的な社会秩序が維持される規範であるならば決して反対ではあるまい。むしろ歓迎するところであろう。

とすれば国民がこの問題を保守・革新両陣営の論争に任せて傍観するのは怠慢といわざるをえないだろう。それは国民自体の問題だからである。愛知文相も人間像の中間報告発表にあたって、国民の活発な論議を期待するといったが、問題自体が中央教育審議会から提出される報告を政府が採択してその実行を国民に押しつけるべき筋合いのものではない。文相が国民の批判検討を期待し、総評がその批判をおこなうのも、ともに中央教育審議会の報告を一素材とし、これに国民各階各層の意見と批判を盛ってよりよい規範を作り上げるところに目的がある。そうしてつくり上げられる人間像はいうまでもなく、われわれの家庭生活、社会生活に秩序と節度を与えるためのものでなくてはならない。新潟県でも民主的人間像づくりに活発に参加して、よりよい規範の制定に協力することである。

（二月二十三日付）

中教審期待される人間像特別委員会委員

中央教育審議会・期待される人間像特別委員会委員は次のとおり。

△高坂正顕（東京学芸大学長）天野貞祐（独協大学長）石田壮吉（東京都立第三商業高校長）大河内一男（東京大学長）木下一雄（前東京都教育委員長）久留島秀三郎（同和鉱業株式会社相談役）高橋雄豺（読売新聞社副社長）高村象平（慶応義塾大学塾長）平塚益徳（国立教育研究所長）森戸辰男（日本育英会会長）諸井貫一（秩父セメント株式会社社長）

▽臨時委員＝出光佐三（出光興産株式会社社長）坂西志保（日本ユネスコ国内委員会委員）野尻清彦＝大仏次郎（日本芸術院会員）松下幸之助（松下電気産業株式会社会長）

▽専門委員＝内藤誉三郎（前文部事務次官）

お茶っピイ子

3. 期待される人間像　うつぎ・かず

中央青少年局の構想乱れる

文部省で実施の意向

文部、厚生、労働、警察など各省庁でまちまちに進められている青少年行政を総合調整し、強力な施策を推進しようとする総理府青少年局設置の構想は、愛知文相の文部省で実施すべきだとするとする意向が通り現は見送りとなりそうである。しかも、昨年秋の臨時行政調査会答申による青少年行政の改革案も、実現困難とみられ、青少年行政の構想が混乱している。（日本教育新聞による）

今後なお曲折

総理府の中央青少協の事務局を充実・改組して、青少年局を新設する構想は、各関係方面の強い要望で新年度から実現する見込みであったが、政府は閣議で、行政機構の拡充を原則として認めないと方針を固め、愛知文相も「青少年局で行なう青少年行政は本来、文部省で実施すべきもので、とくに新設する必要はない」と反対し総理府設置法改正案を提出することは困難となった。

総理府では、新年度予算に増員九人分が認められ予算面からも一応同局の新設が実現できると喜んでいたというが、かんじんの法案提出ができず、予算は"宝のもちぐされ"となり落胆をかくしえない。

しかし、「青少年行政は本来文部局の所管であり、青少年局新設の心要はないにする愛知文相の考え方については、関係関係あるいは自民党内にも異論があり、文部省は日本従来、総理府青少年局構想を原則として支持してきたいきさつもあるので今後なお曲折もあるものと思われる。

全国公民館名簿　昭和四十年版
B5判　三〇〇ページ　上製本
。全国都道府県別公民館名簿
。全国公民館の概況
。公民館関係諸統計表
。文部大臣表彰優良公民館一覧
発行所　全国公民館連合会
定価 700円（〒90円）
申し込みは
県公連事務局へ

県社教三月の行事

1	国内研修事後研修（農研会館）
2	総合社会教育調査（両津市）／婦人学級研究協議会（湯沢町スキーロッヂ）
3	婦人学級研究協議会
4	
8	婦人学級研究協議会（上越婦人会館）
9	総合社会教育調査（小千谷市）／県視聴覚ライブラリー分館長主任会（柳水園）
10	県視聴覚ライブラリー主任会（県立図書館）／高校視聴覚ライブラリー研究協議会（中央高校）／公民館職員長期講習（農研会館）
11	
14	通信教育共同学習会（長岡市）
16	総合社会教育調査（安塚町）／定例刀剣登録審査会（小林デパート会場）
18	
19	総合社教推進協議会（婦人会館）／青年学級指導者研究集会（農研会館）
20	県文化財調査審議会（新潟市）
21	通信教育共同学習会（黒姫村）／春分の日
22	県社会教育主事会議（婦人会館）
23	御館国分寺址発掘（直江津市）
24	通信教育共同学習会（新穂村）
26	県社会教育委員会議／青年の家特定研修（高田市）／家庭コース
28	通信教育共同学習会（新潟市）
30	県青年学級研究協議会（新潟市）

運営の実際を学ぶ

初の公民館図書部運営研究会終わる

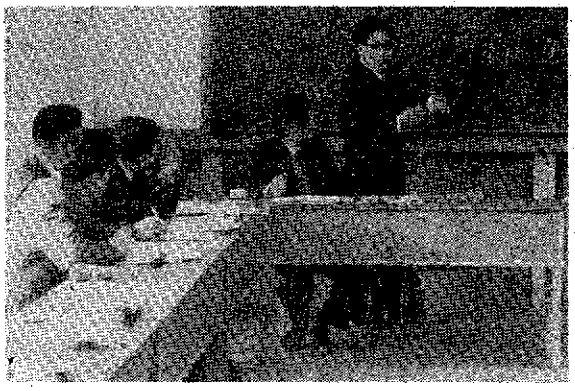

さる二月二十二、三日見附市中央公民館で、県図書館協会主催、本会後援による「第一回公民館図書部担当職員研究会」が開かれた。県内から公民館図書部担当職員約三十名が参加、講義と研究で二日間学んだ。

県内の独立公共図書館はかぞえるほどしかない。ここを拠点とした読書運動の推進は範囲が限られてしまう。

そこで各地域公民館に設置してある図書室の運営を充実し、公民館活動、読書活動の推進に役立てようと県図書館協会がこころみた初の研究会である。

講師は日本図書館協会の前川恒雄氏、県立図書館長本間敏雄氏、同図書館整理係長落合辰一郎氏、同司書星野博一氏などで、人口五千人未満の小図書館の運営、奉仕活動レファレンスサービス（参考奉仕、読書相談）、広報活動、整理事務などについて学んだ。また見附中央、小千谷市、粟地村公民館での実情発表もあった。

第一日の『イギリスの中小図書館に学ぶ』と題した前川氏の講演は、およそ次のようなものであった。

。イギリスの図書館では、貸し出し専門で閲覧室はない。

。年間平均人口の十倍（一人十冊）の貸し出しがある。図書の購入数は人口の一・五倍程度である。

。やはり大衆の読み物が八十パーセントを示している。貸し出し冊数は無限で親子で二、三十冊も借りるものもある。

。利用者の要望する本は、どんな本でもよその館からとりよせてまでも貸してやる。しかし辞典類歴史書は貸さない。

。貸し出しの冊数が館長の勤務評定になる。

。二キロ毎に一館の図書館があり本館より立派な分館がどんどん建っている。

。自動車文庫もさかんで、一冊貸し出すのに経費を百円以上もかけている。

。ベストセラーは一度に二十冊くらい購入し、予約順に貸す。

。イギリスには公民館のようなものはないので、図書館を拠点としていろいろなグループが自主的に活動している。

。映画フィルムは貸していない。

塚田知事に陳情

四社教団体の事業助成

さる二月五日、社会教育関係四団体協議会代表が、塚田知事、吉浦副知事、野々山副知事を歴訪、四十年度の社教団体事業補助要求実現への陳情を行なった。この結果、知事査定において本会事業補助は昨年度と同額の七〇万円が認められ、他の三団体は県Pが十五万円増額したほかは例年程度の査定をうけた。

社会教育関係四団体協議会は"県公連・県婦連・県PTA・県連青"が、相互の情報を交換し、共通問題解決への足がかりを得るために毎年開かれているもの。ことしも、四十年度各団体の事業補助の要求実現のため県主脳を歴訪し懇談するところがあった。

この日は、前夜来の猛吹雪のため列車が遅れ、本会飛田会長は避けて到着したが、陳情は、本会吉津副会長、樋口理事のほか、鈴木県P会長、佐々木県連青団長等で行なわれた。塚田知事は出張前の寸暇をさいて約十分間にわたり代表の陳情をうけ、吉浦副知事は約三十分間、雑談を交えながらこころよく陳情に応じてくれた。また野々山副知事も折よく在庁したので、この日はめずらしく三主脳に直接会見することができた。

四団体で青少年指導者研修会を推進

陳情終了後、県婦人会館において各団体代表十一名が決まり県社会教育課から宮内補佐以下六名の関係社教主事も交え、今度の本協議会の方針について懇談した。この日の協議で、特に強調されたのは、「青少年の健全育成についての指導者研修会が、個々ばらばらに行なわれていて、実効が上りにくいことから、次年度からは、四団体が共催で実施すべきではないか」とする提案があり、異議なくこれを推進することになった。

あとがき

新年度本会事業県補助額は、昨年同様の七十万円と査定されました。当該所管課の要求額どおりです。本会のつつましい性格が、しびくすなおに受け入れられた結果です。

これは五年前の補助額とほとんど変らない額で諸経費高騰の折経常的諸経費の増大をまぬかれえないところから、年々本会の事業は、むしろ実質的には後退せざるをえなくなっているといえましょう。

本会は、二名の専任職員を擁し他の社教団体と性格も若干異なりその組織も機構も確立しているということができます。したがって事業も例年着実に実施し成果を上げてまいりました。しかし、今後は、通年的事業さえ、いままでどおりには実施しえなくなりましょう。

皆さんの御理解と御認識をこいねがい一丸となって新展開を期したいものと念願いたしております。（本）